

# 地域の子どもの福祉のための助成 助成要綱

社会福祉法人 兵庫県共同募金会  
神戸市共同募金委員会

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、兵庫県共同募金会（以下「県共募」という。）と神戸市共同募金委員会（以下「市共募」という。）が、中央共同募金会に企業から社会貢献活動として寄せられた寄付金を財源とし、神戸市内（以下「市内」という。）の児童福祉施設や児童福祉の推進を図る団体（以下「施設等」という。）に対し、その活動に要する経費を助成するために必要な事項を定めるものとする。

## (助成の目的)

第2条 子どもの貧困や虐待防止等、児童福祉の推進を図ることを目的とする。

## (助成対象事業)

第3条 地域の子どもの福祉のためにという寄付者の趣旨に添い、市内で取り込まれる子どもの支援活動を対象とする。

## (助成対象施設等)

第4条 本助成の対象は、次のすべてを満たすこととする。

- (1) 子どもの貧困や虐待防止等児童福祉の推進を図ることを目的に活動する児童福祉施設や団体であること。
- (2) 営利を目的としない施設等であること。  
ただし、法人格の有無は問わない。
- (3) 当年度4月1日以前に設置もしくは結成している施設等であり、当年度の「地域の子どもの福祉のための助成募集要項」発出時点で継続して運営もしくは活動を実施していること。

## (助成対象外の施設等)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する施設等は助成対象外とする。

- (1) 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする施設等、反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある施設等。

※反社会的勢力に該当する施設等とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる施設等をいう。

(2) 本会または関連する支援団体や行政機関等からの助成金、補助金、委託金、事業報酬等に関して、過去1年以内にこれら交付金等の取り消し、処分等を受けている施設等。

(助成額)

第6条 助成額は、当年度の寄付額に応じた予算の範囲内で設定する。

(助成対象経費)

第7条 助成対象経費は、施設等が直接実施する事業の経費のうち、別表1に掲げる経費とする。

なお、他の助成等の交付を受けている場合は、本助成金の対象経費のうち、他の助成金と重複しない経費のみ対象とする。

(助成申請)

第8条 施設等は、助成申請書等必要な書類を市共募が定める期日までに、市共募に提出するものとする。

(助成の審査及び助成決定)

第9条 助成は、市共募による施設等への聴取と審査を経て、県共募の承認により決定する。助成決定した内容は、助成申請をした施設等に対して市共募より速やかに通知する。

(助成金の交付)

第10条 助成金の交付が決定した施設等は、助成金請求書を市共募に提出する。

助成金の交付は、県共募から施設等が指定する口座へ振り込みを行う。

(事業内容の変更)

第11条 助成を受ける施設等が、やむを得ない事情により助成金の用途を変更する場合は、別途助成変更申請書を市共募に提出し、県共募の承認を受けなければならない。

(事業報告)

第12条 助成を受けた施設等は、事業完了後、所定の報告書に必要書類を添え、市共募が定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 県共募及び市共募は、必要に応じて対象となる助成対象事業に関して調査を行うことができる。

助成施設等が事業を実施するにあたり、次のいずれかに該当する場合は、県共募及び市共募は、助成決定を変更もしくは取り消し、助成金の一部もしくは全額を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正行為により、助成金の交付を受けたと判断した場合。
- (2) 本助成金と同一の対象経費に対し、他の助成制度を併用する等で重複した場合。
- (3) その他、この要綱に違反した場合。

#### (個人情報の取扱い)

第14条 申請書等に記載された個人情報は、本事業のために使用し、県共募及び市共募はこれを適正に管理する。

#### (その他)

第15条 本要綱に定めるもののほか、本助成金について必要な事項は、「地域の子どもの福祉のための助成 募集要項」で定める。

#### 附則

この要綱は、令和5年9月22日より施行する。

この要綱は、令和6年10月1日より施行する。

別表 1

| 費 目     | 詳 細   |
|---------|---|
| 備品整備費   | 事業実施のために必要な備品の購入費                                   |
| 拠点整備費   | 事業実施のために必要な施設等の改修費                                  |
| 会場費・会議費 | 事業実施のための会場資料用や打合せ等の会議実施に要する費用                       |
| 旅費交通費   | 外部講師の旅費やボランティアの交通費等                                 |
| 通信運搬費   | 事業実施のための送料や通信費                                      |
| 印刷消耗品費  | 事業実施のための文具類や材料費、印刷トナー等の消耗品の費用等                      |
| 保 険 料   | 行事保険料、ボランティア保険料                                     |
| 謝 金     | 講師、ボランティア等への謝金<br>(ただし、助成対象事業の実施に該当することが明確であるものに限る) |
| 人 件 費   | 事業実施のための人件費<br>(ただし、助成対象事業の実施に該当することが明確であるものに限る)    |

なお、施設等の運営に要する経費（施設等職員の賃金や役員経費、事務所の管理費や借上費等）、事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、施設等構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費及び飲食にかかる経費等は対象外とする。

また、子どもの貧困や虐待防止等に関わる事業に直接関わると判断できないものも同様に対象外とする。